

2020年（令和2年）2月25日

大阪刑務所長 殿

大阪弁護士会

会長 今川 忠

## 勸告書

申立人X氏（以下「申立人」という。）より、本会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立てがありました。

本会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり勸告します。

### 第1 勸告の趣旨

大阪刑務所は、全国戦没者追悼式中継ラジオ放送を受刑者に聴取させる場合において、昼夜単独室にいる受刑者が同式の放送の聴取を望まないときは、同室での同放送を止めるよう勸告する。

### 第2 勸告の理由

#### 1 認定した事実

##### (1) 2016年（平成28年）8月15日当時の申立人の状況

申立人は、2016年（平成28年）3月に大阪刑務所（以下「被申立人」という。）に収容され、同年7月26日から同年8月19日までの間、懲罰の一つである閉居罰（居室内での謹慎）を科されて昼夜単独室に収容されていた。

##### (2) 番組の放送の基準について

被申立人は、収容している受刑者に対し、刑事収容施設及び被収容者の処遇等に関する法律（以下「刑事被収容者処遇法」という。）第72条第1項により、「時事の報道に接する機会を付与」する目的で、又は、刑

事被収容者処遇法第39条第2項により、「余暇活動の援助」をする目的で、平日の夜間、休日の昼夜、公共放送又は民間放送等によるラジオ放送の番組を聴取させていた。

もっとも、被申立人は、閉居罰を科している受刑者に対して、ラジオ放送番組を原則として聴取させていなかった。そこで、2016年（平成28年）8月15日当時、申立人のいた昼夜単独室に放送されるラジオのスイッチも切られていた。

### **(3) 全国戦没者追悼式のラジオ放送の準備**

被申立人の職員は、2016年（平成28年）8月15日（月曜日）午前11時50分までに、政府の主催する全国戦没者追悼式（以下「全国戦没者追悼式」という。）の中継番組（公共放送）を放送するために、昼夜単独室のある居室棟のすべての居室のラジオスイッチを入れて、同番組の放送に備えた。

なお、同室のある居室棟において、ラジオのスイッチは各居室の室外に設置されていた。

### **(4) 全国戦没者追悼式の放送**

被申立人は、同日午前11時50分から午後0時5分までの間、全国戦没者追悼式における黙とうを希望する受刑者にその機会を与える目的で、同式の番組を一斉放送した。具体的には、昼夜単独室において処遇する受刑者の居室にはラジオ放送により、共同室その他の居室にはテレビ放送により、食事の配給や調理のため居室外で刑務作業中の者にはラジオ放送又はテレビ放送により、一斉放送を行った。

### **(5) 全国戦没者追悼式のラジオ放送の内容**

申立人の居室で放送された全国戦没者追悼式中継内容は、司会アナウンサーの解説、安倍晋三内閣総理大臣の式辞、黙とう、天皇陛下のおことば、までの範囲であり、その後にラジオのスイッチが切られた。

このラジオ放送について、正確な音量は不明であるが、一般人が通常聞こえる程度の音量であった。

### **(6) 全国戦没者追悼式に対する申立人の思想**

申立人は、全国戦没者追悼式に否定的な思想を有していた。その理由は、①戦没者に対する追悼は、本来、国民個人がその自由な意思で行うべきものであるにもかかわらず、政府が主催していること、②同式では宗教

的存在である天皇が参列し、おことばを述べるため、政教分離に違反すること、③追悼の対象である戦没者にはA級戦犯が含まれていること、④実際にも、日本共産党は同式に反対して党代表が出席していないこと、⑤同式に批判的な国民がいること、等であった。

#### (7) 申立人の申出と被申立人の対応

申立人は、全国戦没者追悼式のラジオ放送中、被申立人の職員に対し、そのラジオのスイッチを切ってほしい旨を申し出た。しかし、同職員は、黙とうの機会を与える趣旨であり黙とうを強制するものではない旨を説明し、申立人の申出に応じなかった。

被申立人が申立人の申出に応じなかった理由は、「黙とう時刻が正午から同時20分までの昼食時間帯と重なり、特にその10数分前が食器盛り付け等準備に忙しい時間で番組開始時間と重なるため、居室棟勤務者1名が、番組開始前までに居室棟廊下を行き来して全居室の機器を操作等した後、直ちに衛生係受刑者数名に盛り付け等を再開させる勤務時間帯になること等を考慮して、黙とうする機会を確実に付与することを目的として」いたからであった。また、「昼夜単独室棟には、刑務作業を拒否し続けたり、粗暴行為等の問題行動を起こすため、集団処遇が容易でなく、単独室で処遇する必要がある者を多く収容し、前記のように繁忙な勤務時間帯であっても、即応すべき問題行動が発生しやすい上、経験則上、個別にスイッチを切ることを申出する些細な切っ掛けから、被収容者が職員の足をとめて愁訴を弄し、これに相応な時間を取られて、同放送の開始だけでなく、昼食も遅れることがあるなど、一斉放送の方法として必要があったから」であった。

## 2 本会の判断

### (1) 全国戦没者追悼式中継番組の放送と個人の人格的利益について

申立人は、かねてより、全国戦没者追悼式が戦没者に対する追悼の在り方についての自己の思想信条に反すると考えており、同式の番組放送を聴取したくないとの意向を有していた。

全国戦没者追悼式は、その宗教性や政治的党派性が強度であるとは言えないが、戦没者の追悼については、個人の世界観、宗教観又政治思想等（以下「世界観等」という。）に立脚した様々な方法があり得るところであり、政府の主催する同式に一定の宗教性や政治的党派性が含まれるこ

とは否定しがたい。そのため、個人の世界観等に反するとして同式の聴取を希望しないことも当然に尊重されなければならない。

したがって、同式のラジオ放送を聴きたくないとの申立人の意向は、同人の思想良心に関わる重大な人格的利益といえる。

## (2) 人格的利益の侵害

### ア 番組放送の目的

被申立人が受刑者全員に対して全国戦没者追悼式の番組を放送した目的は、「黙とうを希望する受刑者にその機会を与える」という点にあるのであって、受刑者の矯正教化の点にあるわけではないし、刑事被収容者処遇法の定める目的のためでもない。

もっとも、被申立人の番組放送の目的は、全国戦没者追悼式の黙とうを希望する受刑者に対して黙とうの機会を与えるというものであって、特段不当なものとはいえない。

### イ 受刑者の内心の自由に対する配慮の必要性

しかしながら、受刑者は様々な世界観等を有するのであって、全国戦没者追悼式の番組放送を聴きたくない并希望する受刑者も当然に想定されるべきであり、配慮する必要がある。実際、被申立人は、同式の番組放送に関して、黙とうを強制することは問題がありうると判断していたことが伺え、個人の様々な世界観等の存在や内心の自由の問題について想定していたといえる。

そして、本件における全国戦没者追悼式番組の一斉放送は、午前11時50分から午後0時5分という通常でない時間帯に、ラジオ放送を原則として聴取させない閉居罰中の受刑者にも聴取させるものであるうえ、その放送の目的は、全国戦没者追悼式において黙とうを希望する受刑者にその機会を与えるという思想良心に関わるものである。黙とうが強制されたものでないとしても、全国戦没者追悼式のラジオ放送が申出人の良心に反し、聞きたくない放送であったにもかかわらず、被申立人が、ラジオ聴取の原則できない閉居罰中の申出人に対し、申出人がラジオのスイッチ操作を自由にできない状況下で、全国戦没者追悼式をラジオ放送する際には、その思想良心の自由を侵害することのないよう、必要性・相当性が慎重に検討されなければならない。

そうすると、被申立人としては、全国戦没者追悼式の黙とうを希望

する受刑者に配慮してその番組を放送する一方で、同式の番組放送の聴取を希望しない受刑者に対しても十分に配慮する必要があった。

#### ウ 思想良心に関わる重大な人格的利益侵害があること

ところが、被申立人は、昼夜単独室にいた申立人の放送停止の申出があり、室外のスイッチを切ることによって申立人が在室する昼夜単独室のラジオ放送の停止が容易で、かつ、停止をしても全国戦没者追悼式の聴取を希望する他の受刑者に影響がなかったにもかかわらず、放送を停止しなかった。

被申立人は、受刑者の昼食時間帯と重なるとか、昼夜単独室で処遇されている受刑者の問題行動の可能性等について言及し、申立人の申出に応じなかった正当性を主張する。しかし、前者については、室外のスイッチを切るという極めて容易な作業により、昼食準備作業が阻害されるとは考えられない。刑務官が午前 11 時 50 分の前にスイッチを入れ、かつ申立人から放送停止の希望を受け付けていることから尚更である。また、後者については、処遇上の問題を指摘するものの可能性の域を出ておらず、受刑者の内心の自由に関わる放送内容である以上、単純な放送番組を聴取させる場合と同視できるものではなく、これのみをもって申立人の思想良心の自由の現れた言動を制限する合理的理由となるものではない。そうすると、昼食時間帯と重なることや抽象的な問題行動の可能性等を理由に申立人の申出に応じないことは、聴取を希望しない申立人に対する配慮を欠くものと言わざるを得ない。

したがって、本件に関する被申立人の対応は、全国戦没者追悼式の聴取を希望しない申立人に対して何らの配慮も行うことなく一方的に同式の番組を聴取させるものであり、少なくともその思想良心に関わる重大な人格的利益を侵害しているといえる。そして、今後も同式の聴取を希望しない昼夜単独室在室の受刑者が現れる可能性は否定できない。

### 3 結語

よって、勧告の趣旨記載のとおり勧告する。

以上